

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河 川

河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100 ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	-
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2 mg/ℓ 以上	-
備 考						
1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/ℓ以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）。						

- (註) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ. 湖 沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000万立方メートル以上の人工湖)

(7)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100 ml以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
C	工業用水 2 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	—
備 考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。			
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。			

- (ロ) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ. 海 域

(7)

項 目 類 型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサ ン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5ml/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5ml/l 以上	—	検出されな いこと。
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2ml/l 以上	—	—

備 考
1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/
100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じ
ない程度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- (註) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
- " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
- " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

参考資料 9 生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況

水系	水域	類型	達成期間	基準点	指定年月日
大聖寺川	北 鴻 湖	湖沼 B $N(T-NH_4^+mg/l)$	イ ニ	—	昭和51. 3.30 昭和63. 3.29
	大聖寺川上流(こおろぎ橋から上流)	河川 AA	イ	新我谷発電所前	昭和48. 3.30
	大聖寺川中流(こおろぎ橋から敷地天神橋まで)	河川 A	ロ	二 天 橋	
	大聖寺川下流(敷地天神橋から塩屋大橋まで)	河川 B	イ	三 ツ 橋	
	大聖寺川下流(塩屋大橋から下流)	河川 B	イ	塩 屋 大 橋	昭和51. 3.30
	大聖寺川別流(敷地天神橋水門から下福田橋下流合流点まで)	河川 C	ハ	松 島 橋	昭和48. 3.30
新堀川	動橋川上流(湯の国橋から上流)	河川 A	イ	湯 の 国 橋	昭和49. 3.30 昭和63. 3.29
	動橋川下流(湯の国橋から下流)	河川 B	イ	葦 切 橋	
	八日市川	河川 B	イ	猫 橋	
	新堀川(柴山潟を含む)	湖沼A(B) $N(T-NH_4^+mg/l)$ $N(T-PL_6mg/l)$	ハ ニ	柴 山 潟 中 央	
梯川	梯川上流(白江大橋から上流)	河川 A	イ	能 美 大 橋	昭和49. 3.30 平成元年3.28 昭和49. 3.30
	郷 谷 川	河川 A	イ	沢 大 橋	
	梯川下流(白江大橋から下流)	河川 B	ロ	鶴 ケ 島 橋	
	木 場 潟	湖沼A(B) $N(T-NH_4^+mg/l)$ $N(T-PL_6mg/l)$	ハ ニ	木 場 潟 中 央	
	前 川	河川 B	ロ	浮 柳 新 橋	
手取川	手取川上流(風嵐谷川が合流する地点から上流)	河川 AA	イ	風 嵐 堰 提	昭和50. 3.28
	手取川中流(風嵐谷川が合流する地点から手取川橋まで)	河川 A	イ	白 山 合 口 堰 提 辰 口 橋	
	手取川下流(手取川橋から河口まで)	河川 B	イ	美 川 大 橋	
	尾添川上流(原井谷川が合流する地点から上流)	河川 AA	イ	三 ツ 俣 堰 提	
	尾添川下流(原井谷川が合流する地点から手取川本川合流点まで)	河川 A	イ	濁 澄 橋	
	大日川上流(雁沢橋から上流)	河川 AA	イ	丸 山 大 橋	
	大日川下流(雁沢橋下流から手取川本川合流点まで)	河川 A	イ	下 野 大 橋	
犀川	犀川上流(大桑橋から上流)	河川 A	イ	大 桑 橋	昭和47. 4. 1
	犀川中流(大桑橋から伏見川合流点まで)	河川 B	ロ	J R 鉄 橋	
	犀川下流(伏見川合流点から下流まで)	河川 D	ハ	二 ツ 寺 橋	
	伏見川(全域)	河川 E	ハ	伏 見 川 橋	

() : 暫定基準値

水系	水 域	類 型	達成 期間	基 準 点	指定年月日
大 野 川	河北潟の一部（河北潟調整池防潮堤から機具橋まで）及び大野川の一部（機具橋から弓取川合流点まで）	河川 C	イ	粟ヶ崎橋	昭和48. 3.30
	河北潟（河北潟放水路を含み河北潟調整池防潮堤まで）	湖沼 N(V)	ロ ニ	河北潟中央	昭和52. 4.15 昭和62. 3.31
	宇ノ気川上流（大谷川合流点から上流）	河川 A	イ	環衛橋	昭和52. 4.15
	宇ノ気川下流（大谷川合流点から河北潟合流点まで）	河川 B	ロ	宇ノ気川橋	
	能瀬川	河川 A	イ	浦能瀬橋	
	津幡川上流（太白橋から上流）	河川 A	イ	津幡川橋	
	津幡川下流（太白橋から河北潟合流点まで）	河川 B	イ	住ノ江橋	
	森下川上流（勘済橋から上流）	河川 A	イ	勘済橋	
	森下川下流（勘済橋から河北潟合流点まで）	河川 B	イ	森本大橋	
	金腐川	河川 C	イ	御所大橋 金腐川橋	
	浅野川上流（天神橋から上流）	河川 A	イ	鈴見橋	昭和47. 4. 1
	浅野川中流（天神橋からJR鉄橋まで）	河川 A	ロ	応化橋	
	浅野川下流（JR鉄橋から下流）	河川 B	ロ	鞍降橋	
羽 咋 川	羽咋川（邑知潟を含む）	河川 C	イ	邑知潟中央 羽咋大橋	昭和51. 3.30
	長曾川（邑知潟への流出口まで）	河川 B	イ	長曾大橋	
	子浦川	河川 B	イ	雁田橋	
米 町 川	米町川上流（徳染橋から上流）	河川 A	イ	滝川橋	昭和52. 4.15
	米町川下流（徳染橋から河口まで）	河川 B	イ	梨谷小山橋 川尻橋	
	於古川上流（高堂新橋から上流）	河川 A	イ	日詰橋	
	於古川下流（高堂新橋から米町川合流点まで）	河川 B	イ	於古川橋	
御 破 川	御破川上流（藤橋一号橋から上流）	河川 B	ロ	藤橋二号橋	昭和49. 3.30
	御破川下流（藤橋一号橋から下流）	河川C(E)	ハ	仙対橋	
河 原 田 川	河原田川	河川 A	イ	二ツ屋橋 いろは橋	昭和49. 3.30
	鳳至川	河川 A	ロ	気勝橋	
町 野 川	町野川	河川 A	イ	小間生橋 明治橋	昭和52. 4.15
若 山 川	若山川上流（広栗橋から上流）	河川 A	イ	古摩比橋	昭和51. 3.30
	若山川下流（広栗橋から下流）	河川B(C)	ハ	吾妻橋	

水系	水域	類型	達成期間	基準点	指定年月日
加賀沿岸海域	加賀沿岸海域（福井県坂井郡芦原町と石川県加賀市の境界点（福井県芦原町見当山に存する三角点（浜）を基点として3度20分の方角へ850mの地点）から320度00分に引いた線と松任市と金沢市の境界点（松任市八田町に存する三角点（八田）を基点として12度30分の方角へ370mの地点）から307度15分に引いた線との間の陸岸の地先海域）	海域 A	イ	倉部川沖 N 36° 33' 21" E 136° 32' 40" 松任市笠間沖 N 36° 30' 58" E 136° 30' 24" 美川町美川漁港沖 N 36° 29' 22" E 136° 28' 48" 根上町沖 N 36° 26' 53" E 136° 26' 35" 小松市安宅漁港沖 N 36° 25' 18" E 136° 25' 00" 小松市安宅新沖 N 36° 24' 28" E 136° 24' 03" 新堀川沖 N 36° 22' 00" E 136° 20' 50" 加賀市橋立漁港沖 N 36° 21' 18" E 136° 18' 51" 加賀市塩屋沖 N 36° 17' 46" E 136° 14' 36"	昭和51. 3.30
金沢港	金沢港甲（弓取川合流点から金沢港東防波堤北端と西防波堤北端とを結ぶ線まで）	海域 C	イ	泊地出口 N 36° 36' 54" E 136° 36' 43"	昭和48. 3.30
	金沢港乙（大野西防波堤及びその延長線、金沢港港湾区域境界線並びに陸岸によって囲まれた海域のうち金沢港甲以外の部分）	海域 B	イ	西防波堤出口 N 36° 38' 23" E 136° 36' 30"	昭和53. 3.31
	金沢港丙（金石東防波堤の先端を中心とする半径650mの円弧と陸岸によって囲まれた海域）	海域 B	イ	金沢市金石本町沖 N 36° 36' 19" E 136° 35' 02"	
金沢沿岸海域	金沢沿岸海域（金沢市の地先海域のうち、金沢港甲、金沢港乙及び金沢港丙の海域以外の部分）	海域 A	イ	金沢市大野町沖 N 36° 37' 07" E 136° 34' 56" 金沢市下安原町沖 N 36° 36' 50" E 136° 34' 02"	昭和53. 3.31

水系	水域	類型	達成期間	基準点	指定年月日
河北沿岸海域	河北沿岸海域（金沢市と河北郡内灘町の境界から河北郡高松町と羽咋郡押水町の境界に至る陸岸の地先海域）	海域 A	イ	高松町沖 N 36° 46' 11" E 136° 42' 38" 七塚町沖 N 36° 43' 39" E 136° 41' 06" 内灘町沖 N 36° 41' 21" E 136° 39' 35"	昭和52. 4.15
能登半島沿岸海域	能登半島沿岸海域（河北郡高松町と羽咋郡押水町の境界から七尾市と富山県氷見市の境界に至る陸岸の地先海域のうち昭和50年石川県告示第 148号において既に指定済みの七尾湾海域に係る部分以外の海域）	海域 A	イ	押水町今浜沖 N 36° 50' 15" E 136° 44' 47" 志雄町出浜沖 N 36° 51' 15" E 136° 45' 09" 羽咋市千里浜沖 N 36° 53' 26" E 136° 45' 46" 志賀町高浜沖 N 36° 59' 44" E 136° 46' 51" 富来町福浦燈台沖 N 37° 04' 53" E 136° 43' 18" 門前町鹿磯沖 N 37° 17' 31" E 136° 43' 21" 輪島市野町大川沖 N 37° 27' 01" E 137° 02' 41" 珠洲市三崎町寺家沖 N 37° 30' 50" E 137° 21' 13" 内浦町布浦沖 N 37° 21' 26" E 137° 16' 25" 内浦町市之瀬沖 （九十九湾） N 37° 18' 26" E 137° 14' 02" 内浦町越坂沖 （九十九湾） N 37° 18' 21" E 137° 14' 14" 能都町藤波沖 N 37° 17' 01" E 137° 08' 07" 穴水町前波沖 N 37° 12' 30" E 137° 04' 26" 七尾市庵町17号 防波堤沖 N 37° 02' 04" E 137° 03' 22"	昭和52. 4.15

水系	水域	類型	達成期間	基準点	指定年月日
七尾湾	七尾北湾（鳳至郡穴水町恵比須崎と鹿島郡能登島町勝尾崎とを結ぶ直線、鹿島郡中島町茂崎と鹿島郡能登島町通り鼻とを結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域）	海域 A	イ	中央部 N 37° 10' 30" E 136° 57' 42"	昭和50. 3.28
	七尾西湾（鹿島郡中島町茂崎と鹿島郡能登島町通り鼻とを結ぶ直線、七尾市屏風岬と鹿島郡能登島町屏風崎とを結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域）	海域 A	イ	中央部 N 37° 05' 58" E 136° 54' 10"	
	七尾南湾甲（七尾市屏風岬と鹿島郡能登島町屏風崎とを結ぶ直線、七尾市観音崎と鹿島郡能登島町勝尾崎とを結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域のうち七尾南湾乙の水域以外の海域）	海域 A 海域 II	イ イ	中央部 N 37° 04' 26" E 136° 58' 40"	平成 7. 4.28
	七尾南湾乙（住友セメント七尾港サービスステーション南端と小島防波堤北西端とを結ぶ線、同防波堤、同防波堤南東端と寿町防波堤北西端とを結ぶ線、同防波堤、同防波堤南東端と府中防波堤北端とを結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と矢田新防波堤西端とを結ぶ線、同防波堤及び陸岸に囲まれた海域、矢田新防波堤、同防波堤北東端と万行防波堤南西端とを結ぶ線、同防波堤及び陸岸に囲まれた海域並びに大田防波堤と陸岸に囲まれた海域）	海域 B 海域 III	イ イ	寿町防波堤内 N 37° 03' 03" E 136° 57' 58" 万行防波堤内 N 37° 03' 00" E 136° 59' 34" 大田防波堤内 N 37° 03' 28" E 137° 00' 04"	昭和50. 3.28 平成 7. 4.28

達成期間 「イ」 直ちに達成

「ロ」 5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」 5年を越える期間で可及的すみやかに達成（おおむね10年以内）

「ニ」 段階に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。